

第1回大阪港特定外来生物（ヒアリ等）対策チーム会議 次第

- 1 開会
- 2 対策チーム設置要綱について
- 3 これまでの経緯及び現状について
- 4 今後の対策の方向性の確認について
- 5 閉会

大阪港特定外来生物（ヒアリ等）対策チーム設置要綱（案）

（名 称）

第1条 本チームの名称は、大阪港特定外来生物（ヒアリ等）対策チーム（以下「対策チーム」という。）とする。

（目 的）

第2条 対策チームの目的は、平成 29 年 6 月に大阪港において特定外来生物（アカカミアリ、ヒアリ）（以下「ヒアリ等」という。）が確認されたことから、その調査、防除などの対策を検討し、具体的な実施に向けた調整を行うこととする。

（構成者）

第3条 対策チームは、別表 1 に掲げる者で構成する。

（リーダー）

第4条 対策チームのリーダーは、港湾局長とする。

2 リーダーに事故があったときは、理事がその職を代行する。

（実務対策グループ）

第5条 対策チームに実務対策グループ（以下「グループ」という。）を置く。

2 グループは、別表 2 に掲げる者で構成する。

（会 議）

第6条 対策チームの会議は、リーダーがこれを招集し、必要に応じて随時開催する。

2 グループの会議は、港湾局総務部総務課長がこれを招集し、必要に応じて随時開催する。

3 会議に必要があると認めるときは、構成者以外の者に出席を要請することができる。

（経 費）

第7条 会議運営に経費が必要となったときは、第3条に規定する構成者が協議のうえ定めるものとする。

（事務局）

第8条 対策チームの事務局は、港湾局総務部総務課が行う。

（雑 則）

第9条 この要綱に定めのない事項については、対策チームにおいて決定する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 7 月 日から施行する。

平成29年7月7日（金）

大阪港特定外来生物（ヒアリ等）対策会議 出席者名簿

役職、会社名等	氏名
大阪市港湾局長	藪内 弘
大阪市港湾局理事	高橋 英樹
大阪市港湾局総務部長	松本 正三
大阪市港湾局計画整備部長	田中 利光
大阪市港湾局防災・施設担当部長	松井 圭一
阪神国際港湾株式会社 代表取締役社長	川端 芳文
大阪港埠頭株式会社 代表取締役社長	丸岡 宏次

3 これまでの経緯及び現状について

平成 29 年 6 月 19 日

- ・国土交通省より特定外来生物「ヒアリ」の国内初確認に伴う緊急点検（南沙港からの貨物取扱い施設）の依頼あり。
- ・本市及び阪神国際港湾株式会社から大阪港のコンテナターミナル利用者等（以下「利用者」という。）に対して「ヒアリ」への注意喚起を実施。

平成 29 年 6 月 23 日

- ・神戸市長、大阪市長、阪神国際港湾株式会社連名で、国土交通大臣宛て「ヒアリ等の防除に関する緊急要望」
- ・6月19日付け国土交通省からの依頼に対して、当局職員及び利用者による調査の結果「ヒアリ」は確認できなかった旨を回答。

平成 29 年 6 月 26 日

- ・6月17日に南港で陸揚げされ、岸和田→南港→枚方に輸送されたコンテナに付着していたアリが「アカカミアリ」であることが確認されたため、環境省、大阪府、大阪市、岸和田市、枚方市で報道発表。
- ・専門機関により当該コンテナの留置地点を目視調査し、捕獲トラップとベイト剤（毒餌）を設置。

平成 29 年 6 月 29 日

- ・6月19日に南港で陸揚げされ、6月23日に民間事業者の倉庫へ陸送されたコンテナ側面の外板に、付着しているアリを発見した当該事業者が環境省へ提出。「アカカミアリ」であることが確認されたため、環境省が倉庫内の調査を実施。

平成 29 年 6 月 30 日

- ・環境省が調査し、コンテナの留置場所周辺にトラップ、ベイト剤を設置。
- ・アスファルト舗装の破損箇所に生えていた草を抜いたところ、アカカミアリの疑いがある個体を発見したため、液剤で駆除し、サンプルを持ち帰った。
- ・翌日、環境省が再調査を実施。

平成 29 年 7 月 3 日

- ・環境省が調査し、当該地点から、女王アリや相当数の働きアリの死骸を確認。（30日に設置したベイト剤の効果により巣は破壊状態）
- ・近辺を調査したが、ほかに「ヒアリ」「アカカミアリ」を疑われる個体は確認されず。
- ・同日調査したその他の区域では「ヒアリ」「アカカミアリ」と疑われる個体は確認されず。

平成 29 年 7 月 4 日

- ・ 6 月 30 日にサンプルを持ち帰ったアリが「ヒアリ」であったことを環境省及び本市が報道発表。
- ・ 国土交通省より中国の港湾からの貨物の取扱施設にかかる「ヒアリ」対策について依頼あり。
- ・ 7 月 3 日に採取したアリが「ヒアリ」の女王アリであったことを環境省が報道発表。

平成 29 年 7 月 5 日

- ・ 大阪市危機事態連絡調整会議の開催

参考資料

〔国家要望〕

- 1 ヒアリ等の防除に関する緊急要望

〔国土交通省 事務連絡〕

- 1 平成 29 年 6 月 19 日付け「特定外来生物「ヒアリ」の国内初確認に伴う緊急点検について」
- 2 平成 29 年 6 月 21 日付け「特定外来生物「アカカミアリ」の確認について」
- 3 平成 29 年 6 月 30 日付け「南沙港からの貨物の取扱施設にかかる「ヒアリ」対策について」
- 4 平成 29 年 7 月 4 日付け「中国の港湾からの貨物の取扱施設にかかる「ヒアリ」対策について」

〔周知文書〕

- 1 平成 29 年 6 月 19 日付け「特定外来生物「ヒアリ」への対応について」
(本市から利用者宛て)
- 2 平成 29 年 6 月 19 日付け「特定外来生物「ヒアリ」への対応について」
(本市から阪神国際港湾株式会社宛て)
- 3 平成 29 年 7 月 4 日付け「大阪港におけるヒアリの確認について」
(本市から関係者宛て)

〔報道発表資料〕

- 1 平成 29 年 6 月 26 日付け「大阪府において確認されたアカカミアリについて」
- 2 平成 29 年 6 月 30 日付け「大阪市内において確認されたアカカミアリについて」
- 3 平成 29 年 7 月 4 日付け「大阪港におけるヒアリの確認について」
- 4 平成 29 年 7 月 4 日付け「大阪港におけるヒアリの確認について(女王アリの確認)」

4 今後の対策の方向性の確認について

1 実態調査について

(1) 国（環境省）の調査への協力

- ・ 調査予定箇所 外貿コンテナふ頭、国際フェリーふ頭

(2) 港湾管理者等としての独自調査

- ・ 外貿を扱う全ての埠頭を対象

2 対策と実施について

(1) トラップ、バイト剤の設置など（疑わしいアリへの対策）

(2) アスファルト舗装など（アリの生息環境への対策）

- ・ 実施エリアと実施レベル

3 監視について

対策実施後のモニタリング

4 その他

(1) ヒアリ等への対策としての有効な調査と対策について、専門家の意見聴

取が必要

(2) 環境省や国土交通省など国との連携

(3) 大阪府や本市関係所属との連携

(4) ヒアリ等の防除に関する国家要望

【別表 1】

- (1) 大阪市港湾局
 - ・ 港湾局長
 - ・ 理事
 - ・ 総務部長
 - ・ 計画整備部長
 - ・ 防災・施設担当部長
- (2) 阪神国際港湾株式会社
 - ・ 代表取締役社長
- (3) 大阪港埠頭株式会社
 - ・ 代表取締役社長

【別表 2】

- (1) 大阪市港湾局
 - ・ 総務部総務課長
 - ・ 計画整備部振興課長
 - ・ 計画整備部海務課長
 - ・ 計画整備部防災・海上保全担当課長
 - ・ 計画整備部施設管理課長
- (2) 阪神国際港湾株式会社
 - ・ 常務執行役（大阪事業本部担当）
- (3) 大阪港埠頭株式会社
 - ・ 総務部管理課長